

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスを企業価値の向上を目指す会社の根幹機能として位置付け、経営環境の変化に対する迅速な対応、経営の透明性の確保、ならびに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制の充実に継続的に努めております。

このような考えに基づき、取締役会が迅速で効率的な業務執行を行いながら経営の監督・監視機能を発揮できるガバナンス体制が当社の現状には最も適切であると判断し、監査役会設置会社の体制を選択しております。株主、顧客、地域社会など、各ステークホルダーの当社に対する信頼を高め、会社として説明責任をよりよく果たすことを目指しております。

当社は、今後も会社の発展ステージに応じて最もふさわしいコーポレート・ガバナンス体制を構築し、企業価値の最大化に不断に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
柳澤 大輔	3,966,400	26.36
貝畑 政徳	3,420,000	22.73
久場 智喜	3,420,000	22.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	362,200	2.41
株式会社サイバーエージェント	300,000	1.99
みずほ証券株式会社	172,300	1.14
株式会社スタートトゥデイ	150,000	1.00
株式会社SBI証券	80,200	0.53
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072 482276 (常任代理人 野村證券株式会社)	80,000	0.53
鈴木 隆一	70,000	0.47

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期

12月

業種

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森川 徹治	他の会社の出身者											
佐渡島 庸平	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森川 徹治	○	平成23年3月から平成25年3月まで当社社外取締役に就任しておりました。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、独立した立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を頂戴することでコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくことができるため、当社社外取締役に適任であると判断しております。また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

佐渡島 庸平	○	——	経営者としての経験と見識を有するとともに、クリエイターの価値を高めるための豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の今後の発展及び経営全般に対する助言・提言を頂戴することでコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくことができるため、当社社外取締役に適任であると判断しております。また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
--------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)及び内部監査人は、それぞれ独立した監査を実施しつつも、随時情報交換を行い、相互連携による監査の実効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村 元彦	公認会計士													
松本 拓生	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

中村 元彦	○	_____	公認会計士としての高い見識、経験があり、取締役の職務の執行を監督し、意思決定の透明性、効率性及び公平性を確保する上で十分な能力を有しているため、当社社外監査役に適任であると判断しております。 また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。
松本 拓生	○	_____	弁護士としての高い見識、経験があり、取締役の職務の執行を監督し、意思決定の透明性、効率性及び公平性を確保する上で十分な能力を有しているため、当社社外監査役に適任であると判断しております。 また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

すべての社外取締役・社外監査役は、実質的に当社の経営者、およびあらゆる特定のステークホルダーからも独立した判断を下すことができる人財として招聘しておりますので、すべての社外取締役・社外監査役を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

当社の取締役について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役
該当項目に関する補足説明	

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ総額で開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で決議された範囲内において決定しております。取締役の報酬額は、役割や会社への貢献度等を勘案して決定しております。監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役についてのサポートは、管理本部が行っております。月1回の取締役会、監査役会での情報共有並びに、必要に応じて、取締役会の決議内容・報告内容について事前説明を行っております。
また、社外監査役については、常勤監査役が重要な会議への出席を行い、随時メール等にて情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会】

当社の取締役会は取締役6名により構成されており、そのうち2名が社外取締役であります。取締役会規程に則り、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役3名(うち2名が社外監査役)が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。

【監査役会】

当社の監査役会は監査役3名により構成されており、そのうち2名が社外監査役であります。各監査役は取締役会に出席するとともに、必要に応じて事業運営における定例会議等にも出席しており、取締役の職務執行を全般にわたって監督しております。また、原則として、毎月1回、監査役会を開催し会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、社内取締役4名を中心に、社外取締役2名を加えた6名で構成されております。これにより、経営上の重要な意思決定を迅速かつ的確に行い、さらに公平性の維持、向上が図られるため、現在の体制を採用しております。

また、監査役3名は、金融業界経験者が1名、公認会計士が1名、弁護士が1名の計3名と、各自が豊富な実務経験と専門的知識を有しております。当社が属する業界はまだ成長途上にあり、経営戦略を迅速に実行していく必要がある一方で、社会的信頼を得るために経営の透明性及び健全性の観点から、当該企業統治の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただくために、開催日の設定に関しては集中日を避けるように留意してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、決算情報、適時開示情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動の担当部署は、取締役管理本部長を責任者として、管理本部にて担当し、公正かつ適切なIR活動を行ってまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資者が当社への投資価値を適格に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、現在その基本方針に基づき、具体的な統制活動を整備し、内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「コンプライアンス規程」等を制定し、役職員はこれを遵守します。
- (2) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するように担保します。
- (3) コンプライアンス委員会を設置し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを促すとともに、研修等を定期的実施することにより「コンプライアンス規程」等の周知徹底を行います。また、内部通報制度を確立し、不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為を発見した場合に報告・相談できるルートを確認します。
- (4) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査人を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査人は必要に応じて会計監査人と情報交換を実施します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱い「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
- (2) 文書取扱い主管部署は、当社の取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供するように管理します。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク管理委員会を設置し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。
- (2) 毎月1回の定例取締役会に加え、取締役会の意思決定に資すること、多様なリスクを可能な限り把握し対応するために、執行役員会議を開催します。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という)における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役または監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行います。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき管理本部が担当します。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社への事業の状況に関する定期的な報告と重要事項については適切な承認を得るものとします。
- (2) 内部監査人は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が使用人を置くことを求めた場合においては、以下の事項を実施します。

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保します。
- (2) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価においても独立性に影響を与えないように実施します。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- (2) 監査役への報告・情報提供は以下のとおり行います。
 - A 取締役会での報告、情報提供
 - B 各事業部長等のヒアリング時の報告、情報提供 等

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役及び内部監査人は、監査役と必要に応じて意見交換を行います。
- (2) 監査役は、取締役会を始め、執行役員会議等重要な会議に出席し、重要な報告を受けとります。
- (3) 監査役は、会計監査人とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- イ 当社の社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む
- ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- イ 「反社会的勢力対応マニュアル」において反社会的勢力に対する姿勢について明文化し、全職員の行動指針とする
- ロ 反社会的勢力の排除を推進するために法務部を管理部署としている
- ハ 「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む
- ニ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う
- ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む
- ヘ 万一来備えて、所管警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士との連携強化する

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社では現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項